

総第四号

承認書

東京都世田谷区経堂四丁目参拾参番式号

天祖神社

平成二十七年九月十五日附で、役員会の議決を経て申請のあつた財産を処分することを承認します。

平成二十八年一月十四日

神社本庁



附記

一、処分の種類

貸付

一、貸付財産の表示

世田谷区経堂四丁目五参四番の内

境内地

壹〇五^m参〇
(実測壹〇四^m五〇)

一、貸付先

東京都千代田区

三井不動産リアルティ株式会社

一、使用目的

駐車場施設々置用地。

以上

(備考) 庁規第九十四条により、承認を受けた事項は、六ヶ月以内に実施しなければなりません。この期間内に実施しなかつたときは、その承認は効力を失ひます。効力を失つた場合は、当該承認書を添へて、その旨を本庁に届出をし、改めて承認を受けて下さい。